

JILPT アーカイブ No.207

「労働条件の設定・変更と人事処遇に関する実態調査
(労働契約をめぐる実態に関する調査(Ⅱ))」(調査シリーズ No.5) の Read me

本アーカイブデータについて、注意が必要な箇所を以下に示しました。

1. 非該当は、システム欠損値となっています。また、無回答は『99999999』で統一されています。なお、多重回答については別途、無回答変数 (_NA_ma) が設けられています。
2. 秘匿化のため、自由記述回答の内容は含まれていません。また、秘匿化のため、以下の表に示す変数はカテゴリ化されています。

調査項目	変数名	カテゴリ数	各カテゴリの内容(ラベル)
問1 会社設立年	q1_1_ca	8	1949年以前、1950年代、1960年代、1970年代、1980年代、1990年代、2000年以降、無回答
問1 主たる産業	q1_2_re	10	建設業、製造業、卸売業、小売業、飲食店、運輸業、金融・保険業、不動産業、サービス業、その他
問1 従業員規模	q1_4_re	5	50人未満、50～99人、100～299人、300～999人、1000人以上

- ・ なお、問3(2)パートタイマー欄の「1.いない」と、問7-③(a)の「3. パートタイマーは
いない」以外の回答の同時選択が許容されています。データのご利用に際しては、必要
に応じて適宜、統計的な処理を行ってください。
- ・ なお、付属統計表第63表 (p175) は、問7-④で「3.必ず意見を聴く」と回答した場合
には問7-④付問の選択肢1～3をすべて選択したものとして(各232件を加算して)集
計した結果です。また、付属統計表第64表 (p176) は、問7-④で「1.意見を聴くこと
はない」と回答あるいは無回答の場合には、問7-④付問も無回答として(567件を加算
して)配置転換を行う企業ベースで集計した結果です。
- ・ なお、付属統計表第67表 (p179) は、問7-⑤で「3.意向打診を行う」と回答した場合
には問7-⑤付問1の選択肢1～3をすべて選択したものとして(各505件を加算して)
集計した結果です。また、付属統計表第68表 (p180) は、問7-⑤で「1.事前の意向打
診はしない」と回答あるいは無回答の場合には、問7-⑤付問も無回答として(205件を
加算して)配置転換を行う企業ベースで集計した結果です。

- ・ なお、下表 (p197~206) については割合表示に誤りがあり、正しくはグレー部分の通りです。

問8-②.出向の相手先企業の種類(単一回答)

	合計	従業員の採用を一括して行っているグループ企業	その他のグループ企業又は系列企業	取引先	グループ外・系列外企業	その他	無回答
主に出向者を送り出している企業	308	57	167	67	7	9	0
	100.0	18.6	54.2	21.8	2.3	3.1	0.0
主に出向者を受け入れている企業	421	70	230	74	2	43	2
	100.0	16.7	54.5	17.6	0.6	10.2	0.4

問8-③-1.出向期間の定め(単一回答)

	合計	定めている	ケースでまちまちであり一概にいえない	定めていない	無回答
主に出向者を送り出している企業	308	104	69	134	2
	100.0	33.8	22.3	43.4	0.5
主に出向者を受け入れている企業	421	123	108	177	14
	100.0	29.2	25.7	41.9	3.2

問8-③-1付問1.出向期間の出向者への通知(単一回答)

	合計	知らせている	知らせることも、知らせないこともあり一概にいえない	知らせていない	無回答
主に出向者を送り出している企業	173	131	13	6	23
	100.0	75.8	7.4	3.6	13.2
主に出向者を受け入れている企業	231	177	36	2	16
	100.0	76.7	15.5	0.8	7.0

問8-③-1付問2.出向期間の定めと実際の違い(複数回答)

	合計	実際の出向期間の方が長くなったことがあった	実際の出向期間の方が短くなったことがあった	出向者が復帰せずに出向先を離職したことがあった	予定の出向期間と実際とは異なることはなかった	無回答
主に出向者を送り出している企業	173	100	43	6	29	39
	100.0	58.0	24.7	3.2	16.5	22.3
主に出向者を受け入れている企業	231	132	76	14	71	11
	100.0	57.2	32.7	6.3	30.7	4.6

問8-③-2.出向期間の長さ(単一回答)

	合計	数ヶ月程度	1年程度	2年程度	3年程度	4年程度	5年程度	それ以上	ケースでまちまちであり一概にいえない	無回答
主に出向者を送り出している企業	308	8	46	16	52	4	2	20	140	20
	100.0	2.6	15.0	5.2	16.9	1.4	0.6	6.4	45.5	6.5
主に出向者を受け入れている企業	421	8	71	44	70	13	4	9	170	35
	100.0	1.8	16.9	10.4	16.5	3.0	0.8	2.1	40.2	8.3

問8-④.出向者の賃金水準(単一回答)

	合計	出向元の賃金水準	出向先の基準による賃金水準	その他	無回答
主に出向者を送り出している企業	308	218	41	34	14
	100.0	70.9	13.4	11.1	4.6
主に出向者を受け入れている企業	421	380	9	21	12
	100.0	90.1	2.0	4.9	2.9

問8-④付問.出向元の賃金水準の方が出向先よりも高い場合の負担(単一回答)

	合計	出向元(出し手)企業が全額負担する	出向元(出し手)企業が一部負担する	出向先(受け手)企業が全額負担する	無回答
主に出向者を送り出している企業	218 100.0	80 36.8	35 16.2	69 31.6	34 15.4
主に出向者を受け入れている企業	380 100.0	115 30.4	98 25.9	129 34.1	37 9.7

問8-⑤.出向者の労務コストの実質的な負担(単一回答)

	合計	ほとんど全額を出向元が負担する	一定の割合(例:半分など)を定めて出向元が負担する	出向元の賃金水準が出向先を上回る部分程度を出向元が負担する	年金など社会保険料の事業主負担分程度を出向元が負担する	出向元はほとんど負担せず、出向先がほぼ全額を負担する	その他	無回答
主に出向者を送り出している企業	308 100.0	123 40.1	18 6.0	26 8.4	30 9.7	98 31.8	3 0.9	10 3.2
主に出向者を受け入れている企業	421 100.0	70 16.5	107 25.3	47 11.2	19 4.5	145 34.5	10 2.5	23 5.6

問8-⑥-1.出向元と出向先企業間の出向契約の形(単一回答)

	合計	一定の期間に関する出向契約を文書で交わしている	出向の都度出向契約を文書で交わしている	特に文書までは作成していない	無回答
主に出向者を送り出している企業	308 100.0	82 26.7	106 34.5	108 35.2	11 3.6
主に出向者を受け入れている企業	421 100.0	106 25.1	198 47.0	103 24.5	14 3.3

問8-⑥-2.企業間の出向契約で定めている事項(複数回答)

	合計	出向期間	賃金等の労務コストの負担者、負担割合	適用される退職金	懲戒権者	福利厚生	その他	無回答
主に出向者を送り出している企業	188 100.0	156 82.9	136 72.1	55 29.2	57 30.5	79 42.0	11 5.6	4 2.2
主に出向者を受け入れている企業	304 100.0	216 71.0	264 86.9	63 20.8	37 12.1	108 35.5	19 6.1	13 4.3

- ・ なお、下表 (p229~230) については割合表示に誤りがあり、正しくはグレー部分の通りです。

問9-②.転籍者の賃金水準(単一回答)

	合計	転籍元の賃金水準	転籍先の基準による賃金水準	その他	無回答
主に転籍者を送り出している企業	95 100.0	43 44.7	51 53.3	1 1.2	1 0.8
主に転籍者を受け入れている企業	208 100.0	65 31.0	131 63.1	5 2.4	8 3.6

問9-②付問.転籍元の賃金水準の方が高い場合の転籍元の負担の有無(単一回答)

	合計	ある	ない	無回答
主に転籍者を送り出している企業	43 100.0	4 10.4	31 73.5	7 16.1
主に転籍者を受け入れている企業	65 100.0	20 30.8	37 57.0	8 12.2